

■通関士試験問題解説集（平成28年度版）

<p>不服申立制度の改正 不服申立制度については大幅な改正が行われています。</p> <p>(1) 異議申立ての廃止 異議申立ての累計の不服申立てが廃止され、審査請求に一元化されました。 「再調査の請求」という制度が新たに設けられましたが、これは処分庁（税関長）が簡略な手続で処分を見直す制度であり、改正前の「異議申立制度」をさらに簡易化したものです。</p> <p>(2) 関税等不服審査会への諮問 「関税等不服審査会への諮問」については、従前においては、 ①関税の確定・徴収に関する処分、 ②公安、風俗を害すべき物品等に該当する旨の通知、 ③知的財産権侵害物品に係る認定等 について審査請求があったときは、財務大臣は関税等不服審査会に諮問しなければならないこととされていましたが、改正後においては、これら以外の処分（例えば、通関業法上の処分など）について審査請求があった場合にも、関税等不服審査会に諮問しなければならないこととなりました。</p>
--

該当箇所等	【正】(変更後)	【誤】(変更前)
問題編 P.201	<11> 法人である通関業者の役員が・・・場合には、 通関業 の許可は消滅する。	<11> 法人である通関業者の役員が・・・場合には、 通関業法 の許可は消滅する。
問題編 P.267 [3] 関税法第5条（適用法令） <1>	<1> 収容された外国貨物で、公売に付されるものについては、当該 収容 の日において適用される法令による。	<1> 収容された外国貨物で、公売に付されるものについては、当該 公売 の日において適用される法令による。
問題編 P.301 [38] 関税法第67条（輸入の許可）	※<3>、<5>、<10>、<12>、<18>の問題を削除（輸出許可に関する問題）	
問題編 P.407 第41回・第7問	4 Mは、当該特殊機械の生産・・・ ロ 上記金型をXへ提供するために要した運賃及び保険料 …………… 40,000 円	4 Mは、当該特殊機械の生産・・・ ロ 上記金型をXへ提供するために要した運賃及び保険料 …………… 40,000 円
問題編 P.464 1	(3 履物の要素欄) A：男子用又は女子用の区別 B：寸法 C：構成材料 (4 光ファイバーケーブルの要素欄) A：長さ B：被覆の有無 C：直径	(3 履物の要素欄) A：男子用又は女子用の区別 B：寸法 (4 光ファイバーケーブルの要素欄) A：長さ B：被覆の有無
解答編 P.99 第18問	3 特例申告貨物について関税定率法第11条の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その輸入申告書（「特例申告書」ではない。）に関税の軽減を受けようとする旨を付記し、あらかじめ税関長に申告しなければならない。なお、現に関税の軽減を受けようとする場合には、改めて特例申告書にその適用を受けたい旨及びその適用を受けようとする法令の条項を記載して申告しなければならないものとされている（関税定率法第11条、同法施行令第5条の2第2項、関税法第7条の2第1項、第6項、同法施行令第4条の2第1項第6号）	3 特例申告貨物について、関税定率法その他の関税に関する法令の規定により関税の軽減、免除又は控除を受けようとする者は、特例申告書（「輸入申告書」ではない。）にその適用を受けたい旨及びその適用を受けようとする法令の条項を記載しなければならないものとされている《関税法第7条の2第1項、同法施行令第4条の2第1項第6号》。

該当箇所等	【正】(変更後)	【誤】(変更前)
解答編 P.142 [9] 通関業法第10条(許可の消滅)、第11条(許可の取消し) 【許可の消滅】 <1>	<1>=× 通関業者について合併があった場合において、あらかじめ税関長の承認を受けたときは、合併により設立された法人は、当該合併により消滅した法人の通関業の許可に基づく地位を承継することができるが、解散した通関業者の通関業務を引き続き行う旨を税関長に届け出ることによっては、当該設立された法人が通関業の許可を承継することはできない。《(改正後の)通関業法第11条の2第4項》	<1>=× 通関業法には、関税法第48の2(許可の承継)の規定のような通関業の許可の承継に関する規定はないので、通関業者が合併により設立した法人は通関業の許可を承継することはできない。《基本通達3-8(2)ニ》
解答編 P.151 [14] 通関業法第17条～第21条、第33条(通関業者、通関士等の義務) 【その他】 <3>	<3>=○ 第11条の2第1項、第2項	<3>=× 通関業者が死亡したときは、その通関業の許可は消滅し《第10条第1項第2号》、その相続人は被相続人の通関業の許可に基づく地位を承継することはできない。(通関業法には、許可の承継に関する規定はない。)
解答編 P.216 【特例申告の方法】 <1>	<1>=× 特例申告貨物について関税定率法第11条の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その輸入申告書(「特例申告書」ではない。)に関税の軽減を受けようとする旨を付記し、あらかじめ税関長に申告しなければならない。なお、現に関税の軽減を受けようとする場合には、改めて特例申告書にその適用を受けたい旨及びその適用を受けようとする法令の条項を記載して申告しなければならないものとされている(関税定率法第11条、同法施行令第5条の2第2項、関税法第7条の2第1項、第6項、同法施行令第4条の2第1項第6号)	<1>=× 特例申告貨物について、関税定率法その他の関税に関する法令の規定により関税の軽減、免除又は控除を受けようとする者は、特例申告書(「輸入申告書」ではない。)にその適用を受けたい旨及びその適用を受けようとする法令の条項を記載しなければならないものとされている。《第7条の2第1項、施行令第4条の2第1項第6号》
解答編 P.243 [54] 関税法第89条～第93条(不服申立て)【関税等不服審査会への諮問】 <1><3><5>	<1>= × 第91条 第3号 <1>=○ 第91条 <1>=○ 第91条	<1>=○ 第91条 第1号 <1>=○ 第91条 第1号 <1>=○ 第91条 第3号